

## 台風時等における生徒の登下校について

### 特別警報が「愛知県全域」「愛知県西部」「尾張東部」等 「尾張旭市」を含む地域に発令された場合の対応

#### 1 登校以前に特別警報が発令された場合

- (1) 登校しません。
- (2) 特別警報解除後も、学校から連絡があるまで登校しません。

#### 2 登校後に特別警報が発令された場合

授業を直ちに中止し、学校での判断状況により、「学校待機」または「保護者への引き渡し」のいずれかを行います。なお、「学校待機」中に特別警報が解除されても、安全が確認されるまで学校に待機させます。

### 暴風警報が市町村区分「尾張旭市」に発令された場合の対応

#### 1 登校以前に暴風警報が発令された場合

- (1) 始業2時間前（午前6時30分）までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行います。
- (2) 始業開始2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、第5時限から授業を始める（家庭で昼食を済ませ、午後1時30分までに登校する）。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、当日の授業は行わず休業日とします。

#### 2 登校後に暴風警報が発令された場合

- (1) 授業を中止し通学路の安全が確認された後、速やかに下校させます。
- (2) 但し、通学路の通行が危険と認められる時や、通学距離等により安全確保が困難と思われる時は、安全が確保されるまで校内に待機させます。

「尾張旭市」に特別警報・暴風警報が発令された場合、緊急メールで配信する予定です。メールを利用されない方は、学校（53-2910）またはインターネット等の気象情報でご確認ください。

〈メール等の通信手段が不能になる場合もあります。臨機応変に対応していくことが大切となります〉